

総合満足度  
顧客満足度 **No.1**



2022年5月19日  
株式会社建築資料研究社/日建学院  
株式会社住宅新報出版

報道関係者各位  
プレスリリース

【令和4年度 土地・住宅の税制改正のポイントがわかる！】

『22～23年版いちばんわかりやすい！マンガ不動産の税金』

5月26日(木)発売！

資格取得支援スクールの日建学院を運営する株式会社建築資料研究社（所在地：東京都豊島区、代表取締役社長：馬場栄一）のグループ企業で、不動産関連の専門書(実務・法律等)及び資格試験参考書の出版・販売を行う株式会社住宅新報出版（所在地：東京都豊島区、代表取締役：馬場 栄一）は、2022年5月26日（木）に不動産実務ブックシリーズより、『22～23年版いちばんわかりやすい！マンガ不動産の税金』を全国の書店・オンライン書店にて発売いたします。専門的な知識を一般の方にもやさしく解説した不動産実務ブックシリーズの人気商品の改訂版となります。

▼『22～23年版いちばんわかりやすい！マンガ不動産の税金』（2022年5月26日発売）

<https://www.jssbook.com/book/b605020.html>

監修：柴原 一／編著：税理士法人 柴原事務所グループ

定価：1,980円(税込)



QRを  
スキャン



【本書の内容】



マンガページ\_まずはテーマごとに事例。マンガならイメージしやすい！

**1 納付する方法は？**  
 印紙の納付は、各文書およびその記載金額ごとに定められた金額に対応する収入印紙をその文書に貼って、再利用を防ぐために印章または署名で消印することで行われます。

**2 契約書を複数作成した場合**  
 契約書などは同じものを複数作成し、契約当事者が1通ずつ所持する場合、印紙税は各当事者がそれぞれ相当する金額の収入印紙を貼って、消印します。

**3 契約当事者の一方が国等だった場合**  
 国等が作成する文書は印紙税が非課税になっています。たとえば、国や地方公共団体などが一般の個人が不動産の売買契約を締結した場合、一般の個人が作成して国等が所持する契約書には印紙税がかかりますが、逆に国等が作成して一般の個人が所持する契約書には印紙税はかかりません。

**4 領収書等の印紙税額**

記載金額	印紙税額	記載金額	印紙税額
5万円未満	非課税	3,000万円超	5,000万円以下 1万円
5万円以上 100万円以下	200円	5,000万円超	1億円以下 2万円
100万円超	200万円以下 400円	1億円超	2億円以下 4万円
200万円超	300万円以下 400円	2億円超	3億円以下 6万円
300万円超	500万円以下 1,000円	3億円超	5億円以下 10万円
500万円超	1,000万円以下 2,000円	5億円超	10億円以下 15万円
1,000万円超	2,000万円以下 4,000円	10億円超	20万円
2,000万円超	3,000万円以下 6,000円	記載金額なし	200円

※表上金額に該当する金額または非課税限度の半取書  
 ※1 当事者ではない個人が、書面と非課税のない領収書代金（たとえば自営の売却代金など）の領収書を発行する場合には課税されません。

解説ページ\_図表やイラストをつかっての解説でわかりやすい！

【目次】

巻頭特集

- 令和4年度の土地・住民税制は！
- ひとめでわかる！不動産の税金
- 第1章 不動産を取得するときの税金
- 第2章 不動産を所有しているときの税金
- 第3章 不動産を賃貸しているときの税金
- 第4章 不動産を売却するときの税金
- 第5章 不動産を贈与するときの税金
- 第6章 不動産を相続するときの税金

## 巻末特集

- 参考資料
- 税務関係知っトク情報
  - ・ 所有者不明土地の解消に向けての政策（令和4年度税制改正）
  - ・ 財産債務調書に関する見直し（令和4年度税制改正）
  - ・ 証拠書類のない必要経費の不算入（令和4年度税制改正）
  - ・ 電子帳簿保存法の概要
  - ・ 電子申告の概要 ほか

### 【著者・監修者コメント】



本書は、不動産のオーナー様や不動産会社、金融機関などで不動産関連業務に従事されている方はもちろんのこと、マイホームの購入や売却をご検討の方、贈与をお考えの方、相続対策の知識を習得したいとお考えの方などに向けて、不動産にまつわる税金の概要をまとめた入門書です。

最大の特長は、「取得」「所有」「賃貸」「売却」「贈与」「相続」という不動産取引の形態別に構成し、項目ごとに要点を絞り、できる限り簡潔でわかりやすい内容にまとめられていることです。とくに、各章の冒頭にあるマンガで全体像を把握してから個別の解説を読み進めることで、すんなりと理解できるように工夫し

ています。税金に対する正しい知識を身につけ、自分の財産は自分で守る！広く読者のみなさまのお役に立てれば幸いです。

令和4年4月

税理士・CFP® 柴原 一（しばはら はじめ）

### 略歴

1957年三重県生まれ。

税理士法人柴原事務所代表、日本税務会計学会副学会長、千葉商科大学大学院客員教授。

税理士業務のほか、セミナー講師、個人の相続税対策、生活設計アドバイス、優良企業の税務および事業承継対策等に力を注ぐ。

### 講演実績

金融機関、JA 全中、生命保険・損害保険会社等主催による講演、研修講師。その他を含めて年間 100 回程度

### 保有資格

税理士・CFP®、1級FP技能士、特定行政書士、宅地建物取引士、賃貸不動産経営管理士

### 著書

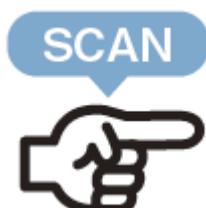
『知っておきたい空き家の税金』（近代セールス社）、『農家と地主のための相続対策マニュアル』（日本法令）ほか

### 監修

『投資家のための税金読本』（日本法令）ほか多数

▼税理士法人柴原事務所ホームページ

<https://www.shiba-oms.co.jp/>



#### 【書籍説明】

- ◆書名 : 『22～23年版いちばんわかりやすい！マンガ不動産の税金』
- ◆関連 URL : <https://www.jssbook.com/book/b605020.html>
- ◆監修 : 柴原 一(しばはら はじめ)
- ◆編著 : 税理士法人柴原事務所グループ
- ◆発売日 : 2022年5月26日
- ◆定価 : 本体1,800円+税
- ◆コード : ISBN978-4-910499-32-1
- ◆仕様 : A5判、304頁
- ◆販売ルート : 全国大型書店、オンライン書店、直販
- ◆発行社 : 株式会社住宅新報出版

#### 出版社より

不動産関連の税金は、所得税や住民税のほか、固定資産税、不動産取得税など、高額になるケースも多く、各種特例の情報について気になっている方も多いかと思います。巻頭特集では、令和4年度の税制改正のポイント、「住宅ローン控除の控除期間は新築住宅で原則13年間に延長」「認定住宅等の所得税額の特別控除にゼロ・エネルギー・ハウス」などを解説。改訂版では「税務関係知っトク情報」を収録！所有者不明土地の解消に向けての政策、消費税の適格請求書発行事業者の登録申請、電子申告など、将来に向けて知っておくべき最新情報も盛り込みました。住宅購入・売却で覚えておきたい特例や制度、相続や贈与等の資産運用に役立つ、不動産の税金に関する基本知識を学んでいただくために最適な教科書です。

#### ▼住宅新報出版 公式サイト

<https://www.jssbook.com/>

#### ▼住宅新報出版 Twitter

<https://twitter.com/jutakubook>

#### ▼住宅新報出版 Youtube チャンネル

[https://www.youtube.com/channel/UCB-UcPn\\_I45jCXIRPTexSsQ](https://www.youtube.com/channel/UCB-UcPn_I45jCXIRPTexSsQ)

#### ▼株式会社建築資料研究社 公式サイト

<https://www.ksknet.co.jp/>

#### 【会社概要】

- 商号 : 株式会社住宅新報出版
- 代表者 : 代表取締役 馬場 栄一
- 所在地 : 〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-38-1-3 階
- 事業内容 : 不動産関連の専門書(実務・法律等)及び資格試験参考書の出版・販売
- URL : <https://www.jssbook.com/>

【会社概要】

商号 : 株式会社 建築資料研究社  
代表者 : 代表取締役社長 馬場 栄一  
所在地 : 〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-50-1  
創立 : 1969年(昭和44年)8月  
事業内容 : 建築・住宅・インテリア・資格等の専門誌を発行、  
建築関連資格取得のための学校運営 等  
URL : <https://www.ksknet.co.jp/>

【本書に関する書評・取材等のお問い合わせ先】

株式会社 住宅新報出版 出版部・毒島  
TEL 03-6388-0052  
E-mail : [jbook-hanbai@mx1.ksknet.co.jp](mailto:jbook-hanbai@mx1.ksknet.co.jp)

受付時間 10:00~17:00 (年末年始 12/28~1/5、土日祝日除く)

URL : <https://www.jssbook.com>